

京宅広報

— OUR INFORMATION —



VOL.574号
令和5年10月



令和5年8月27日に開催されたアパホテル元谷芙美子社長講演会

目次

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ■ 会長の時事コラム (VOL.4) …… 2 | ■ 法律相談シリーズ (VOL.340) …… 8 |
| ■ 業協会理事会を開催 …… 3 | ■ 協会の主な動き (ダイジェスト) …… 10 |
| ■ 保証協会幹事会を開催 …… 3 | ■ 入退会・支部移動等のお知らせ …… 12 |
| ■ 宮城宅建の役員各位が来訪 …… 4 | ■ 本部年間行事予定 …… 15 |
| ■ 東京宅建の役員各位が来訪 …… 4 | ■ お知らせ …… 15 |
| ■ 不動産の表示規約等研修会を開催 …… 4 | ■ 梶原副会長・松田理事が大臣表彰を受賞…ウラ表紙 |
| ■ 近畿レイズニュース (物件登録状況) …… 6 | ■ 京都宅建青年部会「研修会等」を開催!!…ウラ表紙 |
| ■ 人権コラム (VOL.42) …… 7 | ■ アパホテル元谷社長講演会を開催!!…ウラ表紙 |

発行所 (公社) 京都府宅地建物取引業協会 (公社) 全国宅地建物取引業保証協会京都本部
〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁町453-3 (京都府宅建会館)
TEL (075) 415-2121 (代)

京都宅建

検索



京都の秋！芸術の秋！

皆様、日頃は京都宅建の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

「そうだ 京都、行こう。」このJR東海のポスターを東京駅などでよく見かけます。今年のポスターは、六波羅蜜寺の空也上人像です。コロナ禍が明けた紅葉の季節の京都は、中国からの団体旅行が解禁されて、多くの方にお越しいただけるかと思えます。

京都は、素晴らしい神社仏閣がたくさんありますが、美術館もたくさんあり、色んな作品を見ることができます。

私は陶芸が好きで、最近では京都国立近代美術館で開催されていた走泥社の作品展を見ました。私の好きな三輪龍作や八木一夫など日本の前衛陶芸の作品を楽しめました。昨年、泉屋博古館で開催された日本近代陶芸の巨匠、板谷波山の特別展は見応えのあるものでした。京都宅建の近くにも、千家十職の樂家に併設された美術館があり、三条新町には釜師の大西清右衛門美術館もあります。他にも私設美術館は多くあり、開館25周年を迎える細見美術館もおすすめです。

今年は、芸術の秋を満喫されてはいかがでしょうか？

ところで、京都宅建が今年推し進めております、ブランディング事業の映像コンテンツの撮影が無事終了しました。ご協力いただきました会員の代表者と従業員の皆様には、心より御礼申し上げます。出演者の皆様の素敵な表情・想いが見てくださる方々に届くことを心より願っております。

この原稿が皆様のお手元に届く頃には、完成した映像コンテンツを皆様にご覧いただいていると思います。

シネマ広告を始め、KBS京都、YouTube、TVerのCMでこの秋に流れます。

京都宅建の名前が京都府民の皆様には広がり、一人でも多くのお客様から「あってよかった、京都宅建！」と喜んでいただければ、ありがたいです。

業協会理事会を開催(8月22日(火))

◎会長挨拶

- (1) 台風7号による会員の被災状況について
- (2) 京都府南部の高速道路拡大について
- (3) 京都駅南側等の建築物の高さ・容積率の規制緩和について
- (4) 京都宅建ブランディング計画の進捗状況について他

報告事項

1. 新入会員の報告について(令和5年5月～8月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。

正会員34件・準会員8件

2. 京都宅建ブランディング計画について

標記ブランディング計画の進捗状況が報告されました。

3. 令和5年度宅地建物取引士資格試験について

標記資格試験の申込受付状況および試験会場(同志社大学京田辺校地・龍谷大学深草キャンパス)等が報告されました。



4. 評議員の変更について

下記評議員の変更が報告されました。

高野 亮(第二支部)＜旧評議員は略＞

堀越大輔(第三支部)＜旧評議員は略＞



審議事項

1. 令和6・7年度役員選挙に係る本部選挙管理委員の委嘱について

標記委員の人選については会長一任とする旨が承認されました。

2. 委員の変更について

下記委員の変更が承認されました。

業務サポート委員会委員

高野 亮(第二支部)＜旧委員は略＞

人材育成委員会(専門研修・啓発)委員

堀口憲二(第三支部)＜旧委員は略＞

社会貢献委員会(不動産相談)委員

堀越大輔(第三支部)＜旧委員は略＞

3. 事務局人事について

次のとおり事務局人事が承認されました。

正職員 東 妙(6月5日付採用)

保証協会幹事会を開催(8月22日(火))

報告事項

1. 新入会員の報告について(令和5年5月～8月度入会者)

次のとおり新入会員が報告されました。

正会員34件・準会員8件

2. 事務局人事について

正職員(東 妙)の採用が報告されました。



宮城宅建の役員各位が、当協会へ来訪されました

令和5年7月4日(火)、(公社)宮城県宅地建物取引業協会の大場副会長をはじめ会員支援委員会役員各位ら(総勢12名)が、当協会へ来訪されました。

当日は当協会から、高山副会長をはじめ苗村専務・担当役員ら(総勢10名)が出席し、宮城宅建からの質問事項(会員サポート事業他)などに対応され、約2時間、熱心かつ有意義な意見交換が行われました。



東京宅建の役員各位が、当協会へ来訪されました

令和5年9月14日(木)、(公社)東京都宅地建物取引業協会の桑原会長をはじめ役員各位ら(総勢8名)が、当協会へ来訪されました。

当日は当協会から、伊藤会長をはじめ執行部役員ら(総勢10名)が出席し、各協会の取り組みなどについて約2時間半、活発な意見交換が行われ、有意義な懇談が持たれました。



「不動産の表示規約・景品規約」に関する研修会を開催

令和5年8月31日(木)、本会会員及び全日京都の関係役員並びに、広告媒体社等を対象とする「不動産の表示規約・景品規約」に関する研修会を開催いたしました。

4年ぶりとなる同研修会は、来場での受講形式に加え、Zoomでも受講可とし、来場の方47名、Zoomの方44名、計91名の方にご参加いただきました。

例年の「官民合同不動産広告表示実態調査」において、違反広告の多くが規約の認識不足により作成されるため、本年度の研修では明海大学不動産学部教授の中村喜久夫先生を講師にお招きし、「違反事例から学ぶ不動産広告ルール」と題して、実際に違反として措置を受けた事例をもとに、不動産広告の注意点についてご講義をいただきました。



望遠鏡はメガネ職人の 特許申請から始まった

10月2日は、世界で初めて望遠鏡の特許が申請された日です。
1608年、オランダのメガネ職人であるハンス・リッペルハイが「凹凸のレンズを組み合わせると遠方のものが見える」ということに気づいて特許を申請したことに由来しています。このときは原理が簡単すぎるという理由で特許は認められませんでした。また、リッペルハイが望遠鏡の発明者というわけでもないそうです。



天体望遠鏡の誕生



望遠鏡といわれて思い浮かべるのが、地球を含めたすべての惑星が太陽の周りを回っているという「地動説」を唱えた、イタリアのガリレオ・ガリレイです。ガリレオは天体観察を望遠鏡でおこなった最初の人物と言われることがありますが、正しくはイギリスのトーマス・ハリオットだとされています。ハリオットはガリレオよりも4か月ほど早い1609年7月26日に月の表面を、1610年には太陽の黒点をスケッチしたという記録があり、望遠鏡で宇宙を観察した最初の人物だとされています。

もともと、望遠鏡は地上や海上で遠くを見るための道具でしたが、空に向けて天体を観察したのがハリオットやガリレオでした。このことをきっかけに「天体望遠鏡」が誕生したとされています。





近畿レインズニュース (令和5年8月登録状況)

※()の数字は、京都宅建会員分

1. 新規登録物件・在庫物件登録概要

8月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月登録件数	前年同月比
新規登録物件数	17,340件 (1,086件)	34,319件 (1,984件)	51,659件 (3,070件)	- 7.7% (+ 11.0%)	47,046件 (2,371件)	+ 9.8% (+ 30.0%)
在庫物件数	74,641件 (4,610件)	105,875件 (6,245件)	180,516件 (10,855件)	+ 1.2% (+ 5.0%)	164,005件 (9,581件)	+ 10.1% (+ 13.3%)

2. 成約報告概要

8月	売物件	賃貸物件	合計	前月比	前年同月成約件数	前年同月比
月間成約報告数	2,859件 (173件)	9,339件 (439件)	12,198件 (612件)	- 16.8% (- 23.5%)	12,151件 (603件)	+ 0.4% (+ 1.5%)

8月	売物件	賃貸物件	合計
成約報告率	16.5% (15.9%)	27.2% (22.1%)	23.6% (19.9%)

3. アクセス状況等

8月	総検索回数	1日平均	前月比	前年同月総検索回数	前年同月比
総検索回数	3,245,768回	108,192回	- 14.8%	3,048,383回	+ 6.5%

4. お知らせ

令和5年10月以降のレインズシステム利用料について

レインズシステム利用料について、下記の通り改定いたします。

1. 期間：令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
2. 利用料一覧表

課金対象業務	利用料		摘要
	現行	改定後	
物件検索	2円	0円	物件情報の検索1回につき
成約登録 (所在地3なし)	-25円	-25円	物件の成約登録1件につき
成約登録 (所在地3あり)	-30円	-30円	所在地3が入力された 物件の成約登録1件につき
マッチング検索	0円	0円	マッチング検索1回につき

(公社)近畿圏不動産流通機構

〒540-0036 大阪市中央区船越町2丁目2番1号 大阪府宅建会館5階

TEL : 06-6943-5913 <http://www.kinkireins.or.jp/>

パワーハラスメント防止対策について

弁護士 里内 友貴子

2022年4月から改正労働施策総合推進法(パワーハラ防止法)が、中小企業にも適用され、パワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されました。

パワーハラスメント(パワハラ)という言葉は、日常用語としてもよく耳にしますが、パワハラ防止法上のパワハラは、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの」となっています。具体的には、厚労省が公開している「あかるい職場応援団」のサイトで、様々なパワハラ事例が紹介されています。

パワハラ防止に取り組む中で、時には、「スパルタで教育しないと一人前にはならない」「自分たちが新人の頃はもっと厳しい指導に耐えてきた」等不満が出ることもあるでしょう。しかし、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける言動は「教育」「指導」とは言えないこと、そして法改正をふまえてパワハラ問題が引き起こす当事者や所属組織に及ぶリスクが増大していることを説明し、既存の価値観のアップデートを促す必要があります。他方で、「権利ばかり主張する者がでてくるのではないか」「パワハラと言われることが怖くて指導ができなくなる」等、不安が出ることもあるでしょう。しかし、本来行うべきマネジメントや指導等がなされなければ、成長の機会を逸し、組織も機能不全に陥りますから、これまで集積されてきたパワハラの該当性に関する判例を参考に、なすべきマネジメント・指導は躊躇することがないよう

促す必要があります。

パワハラの原因は、法的知識の不足に限らず、コミュニケーションのスキル不足に起因する場合があります。その場合は、例えば「アンガーマネジメント」という怒りの感情と付き合う方法論や、「アサーション」という自分も相手も大切に自己表現のスキル等を習得するといった個々のコミュニケーション能力の向上を図ることが有用です。また、マネジメントや指導に時間が割けない、心身を休めることができていない等、職場全体に時間的・精神的に余裕がないことに起因する場合があります。その場合は、働き方改革に取り組むことが有用です。

昨今、多くの職場で価値観や人間関係の多様化が進んでいます。それは大変歓迎されるべきことですが、裏返せば、それぞれのメンバーが自分の中に、他者とは異なる「こうあるべきだ」「普通こうだ」といった「無意識の偏ったモノの見方」というものを有しているということです。それが決めつけや押しつけとなって表れると、パワハラ背景になることが懸念されます。「言ったからわかるだろう」ではなく、「わかるように伝える」という伝える側の努力・工夫がますます求められるでしょう。

ハラスメント問題に煩わされることなく、誰もがその能力を存分に発揮できること、さらには多様性が対話を通じて活きる環境が、全ての職場で整備されることを願っています。

(京都府「人権口コミ講座24」より転載)

ANSWER

協会顧問弁護士 坂元 和夫
 協会顧問弁護士 尾藤 廣喜
 協会顧問弁護士 山崎 浩一
 協会顧問弁護士 齋藤 亮介
 協会顧問弁護士 鋤田 透

質問

今年の8月、私が賃貸しているワンルームアパートの賃借人から、居室の備品であるエアコンが突然壊れて使えなくなったので何とかして欲しいと連絡がありました。確認すると確かにエアコンが故障しているようでしたので、修理業者をすぐに手配したのですが、なかなか業者が来ず、連絡を受けてから修理が完了するまで10日あまりかかってしまいました。賃借人からは、酷暑の時期にエアコンが壊れたせいで室内が暑すぎてとても居住できる状態ではなく、直るまでの期間実家に帰らざるを得なくなった、その期間の賃料を無料にして欲しいと求められています。

賃貸人としてはどのように対応すべきでしょうか。



回答

エアコン故障による賃料の減額

1. 賃借物の一部使用不能と修繕義務、賃料減額

2020年(令和2年)4月1日施行の改正民法では、賃貸借に関する各ルールが再整理、新設されています。賃借人の過失によらない事由による賃借物の一部滅失・使用不能の場合については、改正後民法611条1項で、賃料は「その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される」と規定されており、賃借人の請求を待たずとも当然に賃料が減額されるということになっています。

本件では、賃貸人が所有し備え付けている設

備であるエアコンが故障したとのことですので、これは賃借物の設備の一部が使用不能になった状態であるといえるでしょう。ただ、賃貸人において修繕義務を負ったり、賃料の減額を行う必要があるのは、当該使用不能が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであること(賃借人に過失がないこと)が要件となっています。そのため、賃貸人としては、今後の方針を決めるためにも、賃借人がどのようにエアコンを使っている、どのような状況でどう壊れたのかといった事情について、現場を訪れて賃借人から事情を聞き取り、状況を確認する必要

律 リリース



があります。

2. 賃料減額の有無と程度

エアコンが使用不能になったことについて賃借人に過失が認められない場合、賃貸人としてはエアコンの修繕義務を負うとともに、使用不能になった期間や程度に応じて賃料の減額を行う必要が生じることがあります。

ただ、エアコンの故障が発生した場合でも、故障時の気候や物件の場所によって室内の気温・湿度は様々ですし、また物件内に複数あるエアコンのうちの1台だけが故障しただけというような場合もありますので、故障したからといって直ちに賃借物件の一部が使用不能になるとまで認められる訳ではありません。そのため、当該エアコンの故障による居室使用に対する影響についても、賃借人から実際の事情を聞き取ると共に、当該エアコンの故障が賃借物件の使用にとってどの程度の影響を生じさせるのか、代替手段や代替品の提供はできないかといった事項を精査する必要があるでしょう。

このように、賃借物件やその設備の不具合と賃料減額に関し、民法は、「使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて」減額されると規定するのみですが、具体的事案においてどの程度使用収益ができなくなったのかという点は、判断が非常に難しく、賃貸人と賃借人との間で争いが生じやすい部分といえます。

そのため、争いを避けるために、設備等が使用不能になった場合に、各設備に応じてどのように賃料減額の有無や割合を計算するのかといった点を契約書に記載し事前に合意しておくことが有用であると考えられます。また、参考となる資料として、国土交通省から「改正民法施行に伴う民間賃貸住宅における対応事例集」が公開されており、実際の事例の概要及び賃料減額の程度やその他の解決方法が紹介されていますし、その他民間機関からもガイドラインが公開されていますので、参照してみることをおすすめします。

3. 本件について

本件は、酷暑と言われた今年の夏場の時期にワンルームアパートのエアコンが故障したということですので、やはりエアコンがなければ居室全体が蒸し風呂状態になることが見込まれ、修理までの期間が10日となると、賃借人の居住にとって影響が大きいことは否定できません。とはいえ、エアコンが故障しただけで一日中全く居室としての用を果たさないとも言えないでしょうし、社会通念上の受忍限度も考慮して、数日程度の免責期間を設定する見解もあります。

そのため、あくまで具体的状況によりますが、例えば、数千円～当月分賃料の2、3割程度切りまでの減額は実際の解決としてあり得るところではないかと考えられます。

以上

ダイジェスト 協会の主な動き

7月



- 3日(月) 広報室
京都宅建ブランディング計画について
- 4日(火) 「親睦ゴルフ大会」担当役員会議
令和5年度「親睦ゴルフ大会」について
宮城宅建との意見交換会
(本誌4頁をご参照ください。)
- 6日(木) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議
京都宅建ブランディングの検討経過につ
いて他
- 10日(月) 宅建士法定講習会(京都ブライトンホテ
ル)
組織運営委員会(入会審査)(書面審議)
入会申込者等の審議他
業協会正会員8件
保証協会正会員8件
- 13日(木) 新入会員等義務研修会
26名が受講
- 20日(木) 情報提供委員会
官民合同不動産広告表示実態調査につ
いて他
GAC(グランエイジクラブ)相談会
60歳以上の会員を対象とした相談会(事
業承継等)
- 27日(木) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議
京都宅建ブランディングの検討経過につ
いて他
- 28日(金) 宅建士法定講習会(京都ブライトンホテ
ル)

広報室

京都宅建ブランディング計画について

8月



- 3日(木) 社会貢献委員会(地域活性役員等会議)
令和5年度地域活性事業の推進について
他
京宅研究所(分譲マンションにおける管
理を重視した重要事項説明書の改正につ
いての検討ワーキング)
重要事項説明書の改正案づくりに向けて
他
- 8日(火) 組織運営委員会(入会審査)(書面審議)
入会申込者等の審議他
業協会正会員3件
保証協会正会員3件
- 10日(木) 新入会員等義務研修会
14名が受講
- 22日(火) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議
常務理事会・理事会等の対応について他
業協会常務理事会
理事会の議題について他
保証協会常任幹事会
幹事会の議題について
業協会理事会
京都宅建ブランディング計画について他
(本誌3頁をご参照ください。)
保証協会幹事会
事務局人事について他
(本誌3頁をご参照ください。)

27日(日) 京都宅建 presents
アパホテル元谷美美子社長講演会
(ホテルグランヴィア京都)
(本誌ウラ表紙をご参照ください。)

28日(月) 人材育成正副委員長会議
令和5年度宅建試験について他
人材育成委員会
令和5年度宅建試験について他

31日(木) 不動産の表示規約・景品規約研修会
(本誌4頁をご参照ください。)

9月



4日(月) 広報室
京都宅建ブランディング計画について
京都宅建青年部会「研修会・納涼会」(ホテルグランヴィア京都)
(本誌ウラ表紙をご参照ください。)

7日(木) 業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議(滋賀宅建)
商標登録について他
滋賀宅建との定例懇談会(滋賀宅建)
京都宅建ブランディング計画について他

11日(月) 組織運営委員会(入会審査)
会員の入退会状況について他
組織運営委員会(入会審査)(書面審議)
入会申込者等の審議他
業協会正会員13件
保証協会正会員13件

12日(火) 宅建士法定講習会(京都ブライトンホテル)
京宅研究所(分譲マンションにおける管理を重視した重要事項説明書の改正についての検討ワーキング)
管理に係る重要事項調査報告書の改善案について他

14日(木) 新入会員等義務研修会
32名が受講

東京宅建との懇談会(東山区)
(本誌4頁をご参照ください。)

15日(金) 女性部会担当役員会
セミナー&情報交換会の実施について他

21日(木) 「親睦ソフトボール大会」監督者等合同会議
大会実施要領について他

京宅研究所(「ハトマークビジョン京都」の進化を目指すワーキング)
管理に係る重要事項調査報告書の改善案について他

業協会正副会長会・保証協会正副本部長
会合同会議(滋賀宅建)
商標登録についてについて他

22日(金) 人材育成委員会(委託業務正副委員長会議)
試験当日の運営・進行について他

広報室
プレスリリースについて他

人材育成委員会(委託業務)
試験当日の運営・進行について他

25日(月) 社会貢献(不動産相談)、苦情解決・研修
業務委員会役員合同研修会
不動産相談コーナーに寄せられた相談事例から見る最近の相談内容

社会貢献(不動産相談)、苦情解決・研修
業務委員会役員合同会議
新入会員等義務研修会の講師について他

28日(木) 総括試験監督員等会議
令和5年度宅建試験「監督員業務説明会」
の運営について他

監督員業務説明会(京都ブライトンホテル)
試験当日の連絡体制・試験実施の概要について他

29日(金) 京都宅建協会PR動画「完成試写会」
(node hotel)



■新入会(正会員)(7件)

令和5年7月31日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第二	(株)ビブロス住宅産業 (1)14696	杉浦 真悟	大垣 阿喜子	下京区烏丸通綾小路下ル二帖半敷町646 四条烏丸下ル東側ダイマルヤビル8階	075- 352-0333
第四	(株) 紬 (1)14687	谷村 健太郎	藤山 拓磨	伏見区下鳥羽南六反長町30番地	075- 632-9928
第四	(株)大和商事 (1)14688	星山 正和	西本 相創	南区吉祥院車道町12番地	075- 682-0506
第五	(株)橘工務店 (1)14686	橘 光範	橘 光範	亀岡市篠町篠新畑田5番地1	0771- 55-9105
第六	(株)ハヤシ工務店 (1)14677	林 直樹	北川 忍	宇治市横島町大幡62番地1	0774- 66-5200
第七	サンスマイル一ノ瀬 (1)14692	一ノ瀬 直樹	一ノ瀬 直樹	福知山市大江町公庄280番地	0773- 56-1335
第七	(株)丸正組 (1)14694	小西 伸吾	小西 智実	与謝郡与謝野町字滝2922番地	0772- 43-1104

■新入会(正会員)(3件)

令和5年8月31日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第二	(株)PLATINUM INVNT (1)14704	中野 拓磨	線崎 千里	下京区小稲荷町85番地8	075- 343-7005
第二	(有)ファシリテイケア (1)14702	八木 利之	内藤 吉紀	中京区西ノ京車坂町7番地4	075- 593-7768
第六	(株)キシダ (1)14698	岸田 和巳	岸田 真美	宇治市横島町南落合48-7	0774- 20-0561

■新入会(正会員)(13件)

令和5年9月30日現在

支 部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所 所在地	電話番号
第一	IE PARC. (株) (1)14719	小野 良祐	小野 良祐	上京区上長者町通智恵光院東入須浜町 571番地	075- 600-0195
第一	(株)アヤナイ (1)14723	金沢 章	江藤 利馬	左京区上高野車地町154番地	075- 721-2567
第二	(株)キョートビル建物 (1)14717	面村 英雄	面村 敦志	下京区七条通東洞院東入る材木町 499番地2	075- 366-4160
第二	フジスペース(株) (1)14718	野呂 安雄	野呂 安雄	中京区堺町通御池下る丸木材木町671番地	075- 241-2270
第二	Duce mix不動産(株) (1)14720	石川 加奈	是澤 季子	中京区三条通高倉東入榎屋町53番地1	075- 257-4312
第二	(株)レック産業 (1)14722	松平 茂夫	松平 茂夫	下京区黒門通五条下ル柿本町594番地の41	075- 352-3633
第二	(株)EVERESTRY (1)14724	下川 眞央	田宮 康司	下京区材木町466-4 南棟1階	075- 755-1069
第二	ONE SEED (1)14726	藤田 大史	藤田 大史	下京区東洞院通七条東入材木町499番地 京都駅前第7ビル8階	075- 353-3210
第四	(有)ウイング (1)14713	園田 正夫	園田 正夫	伏見区石田大山町5番地81	075- 571-5338
第五	(株)三宅屋 (1)14685	三宅 芳朗	三宅 芳朗	西京区大枝杏掛町26-380	075- 748-9440
第六	(株)GreenOcean (1)14706	木村 慎太郎	木上 大介	宇治市宇治妙楽169番地 パーク・シティ宇治平等院前1301号	0774- 27-8833
第六	(株)大海コーポレーション (1)14710	向井 一也	渡邊 早恵子	宇治市横島町十八53番地の1	0774- 26-8898
第七	(有)コスモ・ジャパン (1)14703	鈴木 和女	鈴木 和女	与謝野町字加悦1050番地	0772- 42-7517

■新入会(準会員)(2件)

令和5年7月31日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所所在地	電話番号
第二	(株)アルティム 西院店 (4)11894	石井 広幸	石井 広幸	中京区壬生淵田町1番地 2階	075- 322-8300
第六	(株)エイチアンドエスプラザーズ ハウストゥ木津南 (2)13451	前田 康博	前田 康博	木津川市州見台5丁目1-10-102	0774- 39-3110

■新入会(準会員)(2件)

令和5年8月31日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所所在地	電話番号
第二	(株)井尻ハウジング 京都店 (1)14080	森岡 敬貴	山崎 萌	中京区聚楽廻南町1-10	075- 384-8085
第四	(株)京都ライフ 西大路店 (11)6353	寫 瑞希	寫 瑞希	南区唐橋西平垣町38-1	075- 585-6501

■新入会(準会員)(1件)

令和5年9月30日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所所在地	電話番号
第四	関西不動産販売(株) 京都桂川店 大臣(1)9973	吉田 光一	長谷川 護	南区久世上久世町798-1	075- 874-4000

■会員権承継(正会員)(2件)

令和5年6月30日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所所在地	電話番号	承継理由
第三	天 栄 知事(1)14695	渋谷 裕司	渋谷 裕司	北区紫野上築山町43-1	075- 451-7234	相続
第四	(株)グリフィンホールディングス 知事(1)14684	水田 均	三宅 昌和	山科区西野大手先町11番地4	075- 501-6111	免許換え

■会員権承継(正会員)(1件)

令和5年7月31日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所所在地	電話番号	承継理由
第六	ランドホーム 知事(1)14697	露内 良廣	露内 良廣	城陽市市辺五島101番地の1	0774- 53-8811	法人→個人

■会員権承継(正会員)(2件)

令和5年8月31日現在

支部	商号及び免許番号	代表者氏名	専任宅建士氏名	事務所所在地	電話番号	承継理由
第一	(株)オフィスタケイチ 知事(1)14708	武市 清浩	武市 一晃	左京区田中大久保町11番地 ハイツタケイチ1F	075- 791-0698	個人→法人
第二	(株)レアル 大臣(1)10445	反保 宏士郎	児玉 舟	中京区御池通間之町東入高宮町 206番地	075- 254-7508	免許換え

■支部移動(正会員)(2件)

令和5年6月30日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所所在地	電話番号	本部受付日
第三	第二	(株)スマート・ホーム (2)13539	小林 悟	中京区西ノ京北円町1番地	075- 406-1667	R05/06/07
第一	第二	プログレキャピタル(株) (1)14114	美曹 照司	中京区両替町通御池上ル龍池町449番地1 エムズ烏丸御池3F	075- 366-5888	R05/06/29

■支部移動(正会員)(1件)

令和5年7月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所所在地	電話番号	本部受付日
第五	第四	(同)七右衛門 (1)14463	齊ノ内 一博	伏見区羽束師志水町54	075- 406-6437	R05/07/26

■支部移動(正会員)(2件)

令和5年8月31日現在

旧支部	現支部	商号及び免許番号	代表者氏名	新事務所所在地	電話番号	本部受付日
第二	第一	(株)シーケーディホールディング (1)14331	千葉 貴夫	左京区修学院大林町1番地1 壺番館白川1階	075- 606-5696	R05/08/03
第一	第二	(株)G N P (1)14621	王 森	中京区丸太町通高倉東入る坂本町686番地 CASA御所南2階A号室	075- 746-3299	R05/08/18

■退会(正会員)(6件)

令和5年6月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(上京区)	(5)11471	東 興 産 業 (株)	安野 喜明	R05/06/29	廃 業
第二(下京区)	(8)8447	(株) レ ッ ク 産 業	松平 茂夫	R05/06/06	期間満了
第五(西京区)	(5)11479	(株) N A G A T A	永田 稔	R05/06/06	廃 業
第七(福知山市)	(12)4863	(株) 岩 井 不 動 産	門野 豊	R05/06/01	期間満了
第七(舞鶴市)	(1)14081	(株) 北 近 畿 空 家 バ ン ク	砂原 由明	R05/06/06	廃 業
第七(宮津市)	(2)13329	日 置 建 設 (株)	早石 芳紀	R05/06/12	期間満了

■退会(正会員)(6件)

令和5年7月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(左京区)	(12)5508	三 豊 ハ ウ ス	白井 房治	R05/06/27	死 亡
第二(下京区)	(4)12660	(株) ト ー マ ス	野呂 安雄	R05/07/03	廃 業
第二(中京区)	(3)13247	Life Styling Compan(株)	北川 初穂	R05/07/19	廃 業
第三(北区)	(6)10362	田 中 建 設	田中 信高	R05/07/21	廃 業
第四(伏見区)	(6)10299	ア ト リ エ ワ イ ズ	林 幸佳	R05/07/07	期間満了
第四(伏見区)	(4)11836	(株) U T O G A R I A	中川 香	R05/07/31	廃 業

■退会(正会員)(11件)

令和5年8月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(左京区)	(3)12778	(有) M コ ー ポ レ ー シ ョ ン	村田 喜昭	R05/08/23	廃 業
第一(左京区)	(1)14619	松 田 産 業 (株)	松田 宗	R05/08/24	廃 業
第二(下京区)	大臣(1)9514	(株) ア セ ッ ト ウ イ ン	田中 優	R05/07/28	他協会加盟
第二(中京区)	(2)13744	(株) 井 蛙 コ レ ク シ ョ ン ズ	尾方 康博	R05/08/07	他協会加盟
第二(中京区)	(4)12418	(有) 拓 建 ハ ウ ジ ン グ	高木 洋勝	R05/08/09	廃 業
第三(右京区)	(9)7369	フ ジ ヤ 住 建 (株)	岡本 美子	R05/07/23	期間満了
第三(右京区)	(1)14083	シン・コーポレーション(株)	今井 眞	R05/08/23	廃 業
第四(伏見区)	(15)2693	長 尾 商 事	長尾 耕司	R05/07/27	期間満了
第四(伏見区)	(2)13395	(株) コ ス モ ス ・ テ ク ニ カ	中谷 宮太郎	R05/08/01	廃 業
第五(亀岡市)	(11)6239	(株) 栄 好 工 務 店	三好 裕司	R05/08/28	廃 業
第六(京田辺市)	(1)14500	南 商 店	南 和男	R05/08/09	廃 業

■退会(準会員)(1件)

令和5年6月30日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第一(上京区)	(2)13592	(株) サ ウ ス エ ス テ ー ト 千 本 丸 太 町 店	山手 康三	R05/05/31	事務所廃止

■退会(準会員)(1件)

令和5年7月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第五(亀岡市)	(3)13317	(有) 立 石 設 計 亀 岡 駅 前 店	中上 学	R05/06/23	事務所廃止

■退会(準会員)(2件)

令和5年8月31日現在

支 部	免許番号	商号又は名称	代表者氏名	退会日	退会理由
第三(北区)	(10)7189	㈱フラット・エージェンシー 北大路駅前店	金 大貴	R05/06/30	事務所廃止
第六(城陽市)	(6)10344	㈱かつら木材センター 城陽店 不動産部	古川 聖二	R05/07/28	事務所廃止

■会員数報告書

令和5年6月30日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	353 (-2)	29 (-1)	382 (-3)	第 三	347 (+1)	38 (±0)	385 (+1)	第 五	275 (-1)	24 (+1)	299 (±0)	第 七	194 (-3)	20 (±0)	214 (-3)
第 二	446 (+7)	65 (+2)	511 (+9)	第 四	443 (+3)	41 (±0)	484 (+3)	第 六	304 (+2)	34 (±0)	338 (+2)				
※()内は会員数前月比増減。												合 計	2,362 (+7)	251 (+2)	2,613 (+9)

■会員数報告書

令和5年7月31日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	352 (-1)	29 (±0)	381 (-1)	第 三	346 (-1)	38 (±0)	384 (-1)	第 五	275 (±0)	23 (-1)	298 (-1)	第 七	196 (+2)	20 (±0)	216 (+2)
第 二	445 (-1)	66 (+1)	511 (±0)	第 四	444 (+1)	41 (±0)	485 (+1)	第 六	305 (+1)	35 (+1)	340 (+2)				
※()内は会員数前月比増減。												合 計	2,363 (+1)	252 (+1)	2,615 (+2)

■会員数報告書

令和5年8月31日現在

支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計	支 部	正会員	準会員	計
第 一	350 (-2)	29 (±0)	379 (-2)	第 三	344 (-2)	37 (-1)	381 (-3)	第 五	274 (-1)	23 (±0)	297 (-1)	第 七	196 (±0)	20 (±0)	216 (±0)
第 二	444 (-1)	67 (+1)	511 (±0)	第 四	442 (-2)	42 (+1)	484 (-1)	第 六	305 (±0)	34 (-1)	339 (-1)				
※()内は会員数前月比増減。												合 計	2,355 (-8)	252 (±0)	2,607 (-8)

本部年間行事予定

令和5年11月 1日(水) 令和5年度「京都宅建 親睦ゴルフ大会」

於：瀬田ゴルフコース

11月21日(火) 官民合同不動産広告表示実態調査

於：協会本部

お知らせ

1. 令和5年9月度会員退会等について

標記退会等は、次号にて掲載いたします。

2. 本誌次号について

本誌次号は1月に発行いたします。



梶原副会長

梶原副会長・松田理事 国土交通大臣表彰を受賞



松田理事

去る7月10日、本会の梶原義和副会長・松田秀幸理事が、宅地建物取引業関係の功績により国土交通大臣表彰受賞の栄に浴されました。

この度の両名の受賞はご本人はもとより本会にとりましても誠に名誉なことであり、心よりお祝い申し上げます。

京都宅建青年部会「研修会・納涼会」を開催!!

令和5年9月4日(月)、青年部会員の親睦と資質向上を図るため、ホテルグランヴィア京都にて、標記研修会等を開催したところ、115名の方が参加されました。

研修会では、鴨川法律事務所の山崎浩一弁護士より「宅建業務における事例検討」と題し、宅建業との判別がつきにくい業務、宅建業以外の業務を同時に行う場合の留意点など、事例を交えわかりやすく解説いただきました。

後段の納涼会では、名刺交換や自社PRが行われ、活発な交流と有意義な情報交換が行うことができました。



アパホテル元谷芙美子社長講演会を開催!!

令和5年8月27日(日)、当協会のブランディング事業の一環として、ホテルグランヴィア京都にて「私が社長です。」のキャッチコピーで自ら広告塔としてテレビや雑誌などに多数出演されているアパホテル株式会社の元谷芙美子取締役社長を講師とした講演会を開催したところ、会員97名・一般消費者220名の総計317名の方が参加されました。



講演会の冒頭では、伊藤会長より当協会の活動紹介を兼ねた挨拶と講師紹介がされた後、元谷社長が入場し、会場は大いに盛り上がりました。元谷社長には、「ピンチをチャンスに変える実践法」と題して、約75分にわたりご講演いただきました。

元谷社長のユニークなお話会場は終始笑顔で包まれました。

